

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

| | | |
|----------------|---|---|
| 許認可等の内容 | | 介護給付費等の支給決定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 30日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項から第2項まで、第21条第1項及び第22条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第8条及び第12条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 (申請)</p> <p>第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。</p> <p>(障害支援区分の認定)</p> <p>第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。</p> <p>(支給要否決定等)</p> <p>第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省</p> | |

令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

（法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第8条 法第20条第2項 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第20条第1項 の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- (2) 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第1項第3号から第5号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- (3) 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

（法第22条第1項 に規定する厚生労働省令で定める事項）

第12条 法第22条第1項 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- (3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- (4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項 に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況
- (5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- (6) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- (7) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- (8) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- (9) 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況